

安全な車社会のために (街頭検査について)



【運輸部】

No.6

みなさんは、車で道路を走っていて、ブレーキランプやウインカーが点灯（点滅）しない車を見たことがありませんか？

道路は自分の車だけでなく、さまざまな車両（乗用車、大型トラック、オートバイ等）が走行しています。

自動車も、道路を安全に走行し、交通事故を防ぐためには、ブレーキランプやウインカー等の装置がしっかりと作動することが必要です。

陸運事務所では、警察や自動車技術総合機構、自動車整備振興会等と協力して、離島を含む県内各所で実際に道路を走行している車両を検査する「街頭検査」を行っています。車両検査の結果、保安基準に適合しない（おそれのある）車両については、整備命令を発令し、改善を促すほか、使用者に対して点検整備の重要性を周知します。

また、道路を運行する車両のナンバープレート情報を読み取り、これを車検証情報と照合し、車検切れ運行車両を確認する「ナンバー自動読取装置」を導入した街頭検査も定

期的に実施しており、確認された車検切れ運行車両のドライバーに対して警告書を交付し、直接指導を行っております。

なお、街頭検査は、不正改造車を排除することも目的に含まれていません。

今後も、安全な車社会の実現に向け、努力していきます。

陸運事務所 整備部門

☎098-875-0300

2019年度 街頭検査実施状況 (令和元年12月末時点)

実施回数：33回
検査台数：1,845台
車検切れ警告車両数：30台



街頭検査における車検切れ車両の取締りの流れ（イメージ）